

深谷市市長賞に関する事務取扱要綱

令和5年3月27日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が後援を行う場合における市長賞交付の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の基準)

第2条 市長賞の交付は、次の各号のいずれにも該当する事業に対し行うものとする。

- (1) 事業の目的及び内容が、市の産業、教育、文化、芸術、スポーツ等の振興その他市民の福祉の増進に寄与すると認められ、公共性を有する事業であること。
- (2) 団体等の代表者及び構成員が明確で、事業遂行能力があると認められること。
- (3) 会場等の秩序が維持され、参加者の安全及び衛生が十分に確保されていること。
- (4) 広く市民を対象として行われる事業であり、原則として市内が開催地であること。ただし、市民の幅広い参加が期待できる事業又は本市の施策の推進上特に有益であると認められる事業は、この限りでない。

2 市長賞の交付は、前項各号のいずれにも該当し、かつ、参加者の技能の一層の向上が期待できると認められる事業及び市長が特に認めた事業に対して行う。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、市長賞の交付を行わない。

- (1) 法令等又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるもの。
- (2) 特定の思想又は信条の普及又は宣伝を目的とするもの。
- (3) 政治的又は宗教的な内容を含むもの。
- (4) 私的な営利又は商業宣伝を目的とするもの。ただし、事業の内容が市の知名度の向上又は産業の振興に寄与すると認められるときは、この限りでない。
- (5) 入場料、参加料その他の費用を徴収する場合は実費相当額を限度とし、その金額が社会通念上適当と認められる範囲を超える、妥当性を欠くもの。
- (6) 参加者等に寄附、援助等を強要するもの。
- (7) 会員等の勧誘を目的とするもの。
- (8) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織と関係があると認められるもの。
- (9) その他、後援の承認を行うことが適当でないと市長が認めるもの。

(市長賞の交付品)

第3条 市長は、主催者を通じて、顕彰すべき参加者に対し、市長賞として賞状を交付するものと

する。必要と認めるときは、副賞として、楯、トロフィー、カップ、メダルを交付することができる。

2 市長賞の交付は、一会計年度における同一主催者に対して年1回までとし、交付する賞品の総数は、1事業につき楯、トロフィー、カップについてはいずれか1個、メダルについては5個以内とする。

3 前2項の規定にかかわらず申請者が賞品を用意する場合は、その賞品について、市長賞の名義を使用することができる。

(申請の手続)

第4条 市長賞の交付を受けようとするものは、後援・市長賞交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付し、事業実施日の1箇月前までに、市長に申請しなければならない。なお、当該申請書に記載すべき事項を満たしていれば、当該申請者の申請書により申請することができる。

- (1) 事業計画書など事業の目的や内容がわかる資料
- (2) 入場料、参加料その他の費用を徴収する事業は、当該事業に係る収支予算書
- (3) 団体等の概要を示す書類(定款、会則、役員名簿等)
- (4) パンフレット、チラシ、ポスター等の印刷物に後援名義等の表示をするときは、その原稿
- (5) 市長賞交付の申請者が自身で賞品を用意する場合は、写真などその賞品が確認できるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の場合において、前年度に同様の事業で市長賞の交付を受けたときは、事業の内容により、同項各号に定める書類の添付を省略させることができる。

3 前2項の規定により申請したものは、申請内容に変更を生じたときは、直ちに変更内容を届け出なければならない。

(決定の通知)

第5条 市長は、前条による申請があったときは、その内容を審査し、市長賞の交付の可否を決定し、申請者へ通知しなければならない。

2 市長賞の交付が適当と認めるときは後援・市長賞交付承認決定通知書(様式第2号)により、交付が適当でないと認めるときは後援・市長賞交付不承認決定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知しなければならない。

(交付の条件)

第6条 市長は、市長賞の交付に当たっては、原則として次の条件を付するものとする。

- (1) 職員等の派遣は、行わないこと。

(2) 使用施設の使用料免除等は、行わないこと。

(3) その他の一切の責任は、負わないこと。

(交付の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該事業に係る交付を取り消すことができる。

(1) 申請内容に虚偽があったとき。

(2) 第2条第1項及び第2項の規定に違反し、又は同条第3項の規定に該当することが明らかになったとき。

2 前項により、市長賞の交付の決定を取り消した場合は、後援・市長賞交付取消通知書（様式第4号）により通知する。

3 第1項により、市長賞の交付の決定を取り消されたものは、交付した賞状及び賞品を直ちに市長へ返還しなければならない。

(実施報告)

第8条 市長賞の交付を受け事業を実施したもののうち、市長が必要と認めるものは、当該事業終了後速やかに、後援・市長賞交付事業実施報告書（様式第5号）を市長へ提出しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。